令和８年度　第６回長崎県最低賃金専門部会　議事要旨

１　日　時：令和８年８月 25 日（月）　13 時 50 分～16 時 15 分

２　場　所：長崎労働局　８階会議室

３　出席者：公益委員３名　労働側委員２名　使用者側委員３名

４　議　題：（１）長崎県最低賃金の改正について
　　（２）その他

５　審議要旨

（１）長崎県最低賃金の改正について

前回専門部会の審議内容の確認後個別協議が行われ、労側より全会一致を目指したいとして金額 60 円、発効日は法定発効日とする主張がなされたが、使側からは昨日と同じ金額 56 円、発効日は 11 月２日の指定日発効との主張が行われた。

労使双方に意見の相違が認められるため、公益より公益見解を示して採決することについての確認が行われたが、同意を得ることができなかった。また、本日これ以上の歩み寄りは難しいと判断されたことから、次回（第７回専門部会）において継続審議とすることが確認された。

（２）その他

・次回開催日について

第７回専門部会　　８月 28 日（金）９：00～

以上